

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名		神奈川県建築基準条例			
条例番号		昭和35年神奈川県条例第28号	法規集	第12編第6章	
所管室課		県土整備局建築住宅部建築指導課			
条例の概要		建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、建築基準法に基づき、災害危険区域の指定や、建築物の敷地、構造等に関して安全上、防火上及び衛生上必要な制限を課しているものであり、県民の生命、健康及び財産の保護を図るために引続き定めておく必要がある。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、建築物の安全確保等を図るために有効であるが、建築物の利用形態の多様化や敷地の安全上の観点から、本条例の規制対象の建築物や敷地に関し、規制の緩和又は強化を検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、災害危険区域の指定や、建築物の敷地、構造等について安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は建築基準法の規定に基づき定めるものであり、この法律の目的を達成するための規制として適切なものである。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、建築物等の安全性の確保に資するものであり、「かながわランドデザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」の美しく住みやすい住まい・まちづくりに寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、建築基準法の規定に基づく条例であり、その内容は法の定められた範囲内であるとともに、他の自治体が制定する類似の条例について、違憲あるいは違法とする判決が出されておらず、憲法、法令に抵触しているとは認められない。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 建築物の利用形態の多様化や敷地の安全上の観点から、本条例の規制対象の建築物や敷地に関し、規制の緩和又は強化を検討する必要がある。		